

## 天理市旧共同浴場活用による地域活性化事業募集要領の 一部訂正について

4. 各種様式等の「天理市旧共同浴場活用による地域活性化事業募集要領」の一部を下記のとおり訂正をし、訂正後の内容を上書きしています。お手持ちの資料を差し替えていただきますようよろしくお願いいたします。

### 【訂正前】

#### 2 募集事業の概要

##### (1) 事業内容

- ② 市は、旧御経野共同浴場利活用のため公募型プロポーザル方式により選定する事業者（以下「事業者」という。）と、市有財産売買契約（以下「売買契約」という。）を締結し土地、建物等を一括して現状有姿で事業者売却します。また、事業者の選定条件である最低売却価格は、10,550,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とします。なお、当該建物は未登記でありますが、そのまま売却するものとし、売買契約成立後、本物件について種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない状態が発見されたとしても、市は一切の責任を負いません。不用物については事業者の負担において処分してください。

### 【訂正後】

#### 2 募集事業の概要

##### (1) 事業内容

- ② 市は、旧御経野共同浴場利活用のため公募型プロポーザル方式により選定する事業者（以下「事業者」という。）と、市有財産売買契約（以下「売買契約」という。）を締結し土地、建物等を一括して現状有姿で事業者売却します。また、事業者の選定条件である最低売却価格は、10,550,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とします。なお、売買契約成立後、本物件について種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない状態が発見されたとしても、市は一切の責任を負いません。不用物については事業者の負担において処分してください。

訂正内容：「当該建物は未登記であります、そのまま売却するものとし、」を削除。